

住宅用家屋証明申請書

- | | | | |
|------------|---|--|---|
| 租税特別措置法施行令 | { | (イ) 第41条
特定認定長期優良住宅以外又は認定低炭素住宅以外
(a) 新築されたもの
(b) 建築後使用されたことのないもの
特定認定長期優良住宅
(c) 新築されたもの
(d) 建築後使用されたことのないもの
認定低炭素住宅
(e) 新築されたもの
(f) 建築後使用されたことのないもの
(ロ) 第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの)
(a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた
家屋で宅地建物取引業者から取得したもの
(b) (a)以外 | } |
|------------|---|--|---|

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨の証明を申請します。

令和 年 月 日

桜井市長 様

申請者 住所
氏名

住宅用家屋証明書の使用目的	(1)所有権の保存登記 (2)所有権の移転登記 (3)抵当権の設定登記
所有者住所	
所有者氏名	
所在地	桜井市
家屋番号	
建築年月日	年 月 日
取得年月日	年 月 日
取得の原因 (移転登記の場合に記入)	(1)売買 (2)競落
申請者の居住	(1)入居済 (2)入居予定
床面積	m ²
構造	造
区分建物の耐火性能	(1)耐火又は準耐火 (2)低層集合住宅
工事費用の総額 (ロ)(a)の場合に記入)	円
売買価格 (ロ)(a)の場合に記入)	円

住宅用家屋証明書

- 租税特別措置法施行令
- (イ) 第41条
 - 特定認定長期優良住宅以外又は認定低炭素住宅以外
 - (a) 新築されたもの
 - (b) 建築後使用されたことのないもの
 - 特定認定長期優良住宅
 - (c) 新築されたもの
 - (d) 建築後使用されたことのないもの
 - 認定低炭素住宅
 - (e) 新築されたもの
 - (f) 建築後使用されたことのないもの
 - (ロ) 第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの)
 - (a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの
 - (b) (a)以外

の規定に基づき、下記の家屋 { 年 月 日 { (ハ) 新築 } } がこの規定に { (ニ) 取得 }

該当するものである旨を証明します。

所有者住所	
所有者氏名	
所在地	桜井市
家屋番号	
取得の原因 (移転登記の場合に記入)	(1) 売買 (2) 競落

令和 年 月 日

桜井市長 松井 正剛